

質疑回答書

令和5年3月1日

令和5年2月27日付けで公告しました下記案件における質疑事項について回答いたします。

(案件名) 三重県立総合医療センター地下水浄水設備等保守管理業務委託

No.	質疑内容	回答
①	業務仕様書の第3条(7)「施設環境及び水質保全の為の処理水槽の清掃」(年1回)の部分について、年1回「原水槽の清掃」は、必要ないでしょうか。	原水槽の清掃は、処理水槽の清掃と併せて実施して下さい。
②	業務仕様書の第3条(8)「機器の取替、部品の交換及び補修の為の工事」(別表6のほか必要の都度)の部分について、別表6「交換部品及び調査項目」は、交換や調査が必須な項目でしょうか。	別表6に記載の部品交換や調査は必須です。
③	業務仕様書の第3条(9)「雑用水ろ過設備の、ろ材の交換、軽微な補修(大幅な補修、取替、水槽の清掃については、発注者の責任範囲とする。)」の部分について、軽微な補修の基準はございますか。また、ろ材の交換やポンプ交換が必要となった場合、保守管理業務の範囲として、受注した会社の費用負担になりますでしょうか。	軽微な補修とは、部分的なタッチアップ塗装やチューブの清掃・交換等を想定しています。ろ材やポンプなどの交換が必要である場合は、費用負担について別途協議とします。
④	井戸の原水の臭気対策として、活性炭ろ材の交換が必要と考えられます。このような活性炭ろ材の交換も保守管理業務として見込む必要がありますでしょうか。	活性炭ろ材の交換は本業務に含まれます。